

司法改革異聞

田中 宏

ここに一冊の文庫本（角川文庫）がある。題名は「鉄槌！」。著者はいしかわじゅん。この本は、日本の弁護士の実態の一部ではあるが、正確に記述している。当会の会員の皆さんにぜひ一読をお勧めする。この本を読んで、この本の中から、何を感じることが出来るか。何が駄目で、何をどうすれば良いのか、これを考える中から司法改革の方向が見いだされよう、若干のコメントとストーリーを紹介するので、ぜひお読み頂きたい。

1

著者のいしかわじゅん氏は漫画家である。事件は、平成元年1月のことである。漫画家は、締め切りに追われ、忙しいらしい。その著者が、時間をやりくりして志賀高原でスキーを楽しんだことから、ストーリーは始まる。東京へ帰る際に、車のエンジンがかからず、夜行バスで帰ろうとしたことが事件の発端である。

バスを運行していたのは、航空会社系バス会社BH社（実名を挙げれば誰でも知っているバス会社である）。著者は、仲間と共にBH社のバスの乗客となった。ところが尿意をもよおし、著者と仲間2人が次の停留所で降り、用を足した。乗務員にも、運転手にも、トイレへ行くことを告げてである。ところが、用を足して戻ったところ、バスの姿はなかった。置き去りにされたのである。午後10時頃、雪はシンシンと降り、人家もない。大げさに言えば凍死することもあったかも知れない。暫くすると、別のバスが来て置き去りにしたバスを追いかけ、置き去りにしたバスにやっと追いつく。ところが、乗務員や運転手から謝罪の言葉はなかった。それどころか「いやー、すっかり忘れちゃってねー」という対応であった。著者が怒るのは当然の道理であった。怒りの収まらない著者は、連載漫画（ウィークリー漫画アクション・双葉社）の中で、置き去りの顛末を漫画にし、最後の1コマに「オレは2度とBH社なんて利用しねーからなっ！！」脇に「死んでたかもしれないぞっ！！」「バカヤロー！！」と心情をぶちまけた。

その3ヶ月後に、BH社から著者に謝罪を求める内容証明郵便が送り付けられる。著者にしてみると、謝罪すべきはBH社であり、逆なのである。当然、無視した。更に3ヶ月後に、BH社から著者と出版社を相手に、名誉毀損を理由に100万円の慰藉料を支払えとの訴状が届く。こうして被害者が被告となる事件が幕を開けた。

2

- (1) 著者には、弁護士の知り合いがおらず、著者の周辺にも弁護士はいなかった。弁護士はどこで探せば良いのか。紹介機関はあるのか。(東京でも司法アクセスの不十分、不整備は北海道と変わることろはない)。
- (2) 「裁判に要する費用と労力が膨大となるから、多少の不名誉には目をつぶって裁判に入らず、さっさと和解する方が賢明だ」とアドバイスする友人もいた、しかし、著者はアドバイスに感謝しつつも、B H社を許せなかった。自分の長い一生において妥協し、負い目を背負って生きていくことを拒絶した。
- (3) 結局、出版社の編集者からWという弁護士を紹介される。
- (4) このW(その後、後任のO)を通して、我が国の弁護士の姿の一端が見えてくる。

3

- (1) Wは、著者が一通り経過を説明するや、「勝てますか」との問い合わせに「勿論」とあっさり答えている(Wがどこまで検討した上での答えなのか疑問が残る。問題点の検討をした気配がない)。
- (2) そして、Wは、着手金は差し当たり200万円と切り出した。長引けば更に数100万円。100万円の被告事件で、着手金が差し当たり200万円(この着手金額は、適正か。また、報酬契約を結んでいた気配もない)。認諾した方が安上がりである。それでも著者は、Wの提示した200万円を了解し、訴訟へと突入する。

4

- (1) Wと著者が会ったのは、最初の面談の日1回限りであった。

裁判は、戦争に似ている。いくつもの戦場が有るはずである。どこに焦点を当てて戦うのか。どう戦いを進めるか。事件の見通しは、どうか。当方に有利な事情と証拠は揃っているのか。証人は確保出来るのか。逆に、不利な証拠は何か。不利な証拠は論破出来るのか。こうしたことが全く議論さえされていない。Wから連絡が来ない。著者は、じりじりしながら連絡を待つも、一向に連絡は来ない。手を抜いているのではないかと不安になる。同時に著者としては、まだまだ話したいこともあった。全体を知らず、それで裁判に勝てるのかと不安になる。後に判明するが、Wには、もともと訴訟を誠実に追行しようなどという気持ちはなかったようだ。

- (2) Wは、提出した答弁書を著者に郵送してきたが、Wの名前の傍らにO弁護士の名前があった(イソ弁なのか、パートナーなのか。WとOとの関係は、

最後まで分からなかった。但し、私が調査したところ二人とも22期であったので、パートナーかも知れない）。著者は、〇とは面識がなかった（Wは、少なくとも〇と共同受任するのなら、その旨説明し、〇を紹介すべきである）。

(3) Wは、一度の打ち合わせもなく、提出済みの答弁書を送ってきた。訴状に対する答弁の打ち合わせもしていない。裁判が本人の知らないところで進んでいるとの印象を持った。しかも、答弁書を郵送し、次回期日を知らせているが、第1回期日において、どんなことがやり取りされたか全く説明もない。ますます、誰の事件だか分からなくなる。著者の印象は、至極もっともある。当事者本人と十分な協議なくして戦略も戦術も立てられまい（私の印象は、圧倒的な打合せの不足、説明義務違反がある）。

(4) 実は、このWは、この年の12月（著者がWに委任した5ヶ月後）に、東京弁護士会から業務停止1年の処分を受けていた。当時、日弁連は、「自由と正義」において、被懲戒者の名前と処分の結果だけを公告しており、被懲戒事実は公表していなかった。そのため、Wの非行事実は不明である。しかし、業務停止1年という処分であるので相当な「非行」があったと思われる。そしてWは、著者に何の連絡もなく、この事件から辞任していた（これも、後で分かった）。辞任した以上、着手金は精算（返還）されなければならない。しかし、清算はされていない。

Wに対する懲戒事件が、Wの受任した当時、東京弁護士会の懲戒委員会に係属していた。しかし、Wは、このことを一言も著者に伝えていない。もし懲戒確実であることを著者が知ったら、著者は決して依頼することはなかつたであろう。〇もこのことを伝えておらず、ただ事務員が、後に「Wは退職しました」とのみ伝えている（この点は、懲戒制度の不備である。（業務停止以上の）懲戒処分が確実な弁護士に、事件依頼をするならば、被害を受けるのは依頼者である。当会は、被害拡大防止のための措置制度（公表制度）を設けたが、なかなか運用が難しい）。

(5) Wに代わって訴訟を追行した〇も著者と打ち合わせをすることなく、準備書面を出し、本人尋問の申請をしている。記録だけを読んで判断する裁判官と同じ作業である。そして証拠調べの期日が決まってから、初めて「打ち合わせをしたい」と連絡を寄せている。なお、〇は、Wが着手金として200万円を受け取っていた事実を知らなかった節がある。知らないポーズをとっていたのかも知れないが、その着手金の額について、さすがに不適正と考えたためか、著者に口止めをしている。

(1) 著者の知らないところで、著者の意図に反する和解の話が進んでいた。

著者は、相被告の出版社の関係者から、このことを伝えられた、著者が目をむいて驚いたことは、想像に難くない。ろくに事件の打ち合わせもせず、本人の了解なく和解の話を切り出すとは、何という弁護士なのか。依頼者と相談しないでどうして和解が出来るのか。〇の行為は不可解という他はない（というより不適切、不当である）。

(2) この本を読む限りの判断であるが、裁判官は、文句なく名誉毀損に当たると考え、和解の勧告をしていたように思える。冒頭から、B H社ではなく、著者が謝罪すべきだと考えていたようだ。争点を最後の1コマに絞り、そこだけを見て判断していたように思える（原告代理人の言い分もそうである）。置き去りにした経過、何故著者らの怒りが収まらなかったのかについて、深い考察をしたとは思えない。

過程があって、ある現象（結果）があると考えるのが普通と思うが、裁判官は違うようだ。原告が、著名な航空会社系バス会社であったことも影響しているのか。喧嘩を仕掛けた原告も、置き去りにした事実は認めざるを得なかった。それでも雪は降っていなかったとか、乗務員らは謝罪していたとか、くだらない論争を続けていた。

6

著者は、相被告の弁護士から、相手方からの尋問と見まごう程の尋問を受けながら、次のような感想を持った。

「ぼくはこの裁判で、Wさん、〇さん、IさんとN（重複するため便宜上）さんの4人の弁護士に会った。その印象では、弁護士は、能力が低くてもできる仕事だ。

司法試験は…（中略）単なる受験技術のあるなしの問題で、裁判官や弁護士としての能力には関係ないようだ。…（中略）…僕の会った弁護士たちは、決して全員が弁護士の能力に恵まれているわけではなかった。

4人の中では、〇さんが一番能力的に入間的にはきちんとしているという印象があったが、弁護士界で1、2を争うほどではないだろう。Wさんは、はっきりいって人間として問題があったし、NさんとIさんは、弁護士をやる上で必要な能力が、未だ足りていないと思う。語学力がないし、話術に長けてもいない。準備書面等を読んでもある程度はわかるように、論理的思考が苦手であるらしい。どれも、弁護士を続けていく上で、決して欠かせない大事な能力だと思う。」

弁護士個人の評価はともかくとして、「弁護士をやる上で必要な能力」「語学力」「話術」「論理的思考」は、ぐさりと私の心に刺さった。

また著者は、弁護士の文章力の欠如を様々なところで指摘していた。素人に

文章力の欠如を指摘される程、裁判所で交わされる書面は、論理的でなく、しかも理解しにくい文章なのである。専門用語ということも一因であろうが、やはり、依頼者を含めて、市民が分かり易い文章を心がけるべきであろう。文章力を含めて、上記の能力は、ペーパーテストで試すことが出来ない。文章力がなくては、論文試験に受からないと思うと同時に、僅か1回のペーパーテストでは、文章力も試せないのでないかとも思う。結局、上記の能力は、司法試験では、試せないのである。人間性や、倫理性は、もっとテストに馴染まない。どこで、どうトレーニングすれば身につけられるのか。天分として、これらの資質を持っている弁護士もいる。しかし、多くの弁護士は、この天分に恵まれている訳ではない。意識して身に付けなければならない。法律書や判例を読むことにより、法的知識は増殖しても、弁論術、説得的話し術は身に付かない。いつまでも「学生」のままである。

7

- (1) 証拠調べの後、和解が進められた。和解の過程はここで述べるのは不適当と思われる所以割愛するので、お読み頂きたい。
- (2) 著者の事件は、結局、取り下げで終了する。著者にとって全く不本意な結末であった。著者が感じた徒労感は、同時に今の裁判のあり方や、弁護士業務のあり方に対する失望と同義であろう。
- (3) この事件には、弁護士に対する不満、苦情のベスト3が全て含まれている。不満、苦情のベスト1は、報酬に対するもの（200万円の着手金）。その次は、事件が期待通り進行しないこと（不本意な取り下げによる終了）。そして最後は、説明報告がないという不満である。本件は、深刻である。おまけに事件の途中で、Wは、業務停止処分を受け、無断で辞任し、着手金も清算しない。誠実義務など、どこ吹く風である。

この「鉄槌！」は、Wや○ではなく、我国の司法のあり方、弁護士のあり方に向けられているのである。

- (4) 我々も、生業として、誇りを持って、弁護士業務に従事する以上、依頼者が何を考え、何を望み、そのためには何をなすべきか。人智を尽くして、業務を展開しなければならない。この姿勢がないというか、欠けている弁護士が目に付くのである。私は、精神論を展開しているのではなく、システムとして、弁護士が依頼者のニーズに十分答えられるサービスを提供する仕組み、十分なサービスを提供するためのトレーニングを積む仕組み、弁護士同士の相互批判を可能にする仕組み、その中で弁護士が相互に向上していく仕

組み、これらの仕組みを自らの手で構築するプランと実行力がなければ、とても司法改革など夢物語であると思うものである。

新しい制度が出来ても、運用するのは「人」なのであり、その「人」をいかに育てるかこそが、制度設計の核心なのである。629円の文庫本ではあったが、その内容は、ズシリと重い。

－札幌弁護士会会報 2004年2月号より－